

平成十五年九月二十六日受領
答弁第一三三二号

内閣衆質一五六第一三三二号

平成十五年九月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員のコネ採用に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員のコネ採用に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十五年七月十八日内閣衆質一五六第七五号）別表の「職員の紹介によることがやむを得なかったと考えられる場合」欄に分類した者（以下「やむを得なかった者」という。）のうち、当該答弁書二から五までについてにおいて職員の募集に際して職員の紹介によることがやむを得ない場合として1から5まで示した具体例（以下「具体例」という。）のいずれかに該当する者について、具体例別、府省等別及び勤務部署別に区分して把握した結果は、別表第一のとおりである。なお、それぞれの具体例に係るお尋ねの「具体的内容」については、それらのすべてについて調査し、お示しすることは作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

やむを得なかった者のうち、具体例のいずれにも該当しない者について、募集に係る事情別、職種別、府省等別及び勤務部署別に区分して把握した結果は、別表第二のとおりである。

二について

先の答弁書別表の「職員の紹介によることがやむを得なかったと考えられる場合以外の場合」欄に分類

した者（以下「やむを得なかった者以外の者」という。）について、府省等別及び勤務部署別に区分して把握した結果は、別表第三のとおりである。

国家公務員として各府省等に採用された者の親族が、当該府省等に在職しているか否か等については、そのような調査を行うことは、一般に職員の人事管理上必要なことではなく、また、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二十七条に規定する平等取扱いの原則及び同法第三十三条第一項に規定する成績主義の原則に照らして適当ではないことから、政府としてはそのような調査は行わなかったところであり、お答えすることができない。

三について

やむを得なかった者以外の者は、先の答弁書でお示ししたとおりすべて非常勤職員であるところ、非常勤職員の採用については、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を定めた国家公務員法及び同法に基づく人事院規則等にとり、各府省等において適正に行われるべきものであると考える。

各府省等においては、やむを得なかった者以外の者の採用に係る採用担当者に対して、処分を行うことを予定してはいないが、人事院が発出した「非常勤職員の適切な採用について」（平成十五年五月一日付

け人企一三四五人事院事務総局人材局企画課長通知) へのつとり、非常勤職員の募集についてできる限り公募によるよう部内に周知徹底し、今後は国民の疑念を招くことのないようにしているところである。

人事院においては、右通知に基づき、各府省における非常勤職員の募集が、公募により難しい場合を除き、できる限り公募により行われるよう、引き続き指導を行っていくこととしている。

別表第一

やむを得なかった者のうち具体例のいずれかに該当する者の具体例別、府省等別、勤務部署別採用者数

1 常勤職員

(単位：人)

府省等	具体例	①	②	③	④	⑤	計
	勤務部署						
警察庁	本府省						
	地方支分部局 施設等機関等					4	4
	計					4	4
総務省	本府省						
	地方支分部局 施設等機関等					1	1
	計					1	1
法務省	本府省						
	地方支分部局 施設等機関等	2 6				1	2 7
	計	8				1	9
合計	本府省						
	地方支分部局 施設等機関等	2 6				5 1	7 7
	計	8				6	14

(注) 1 具体例別の分類は、以下のとおりである(2の表において同じ。)

- ① 高度な技能を持つ経験豊かな医師を必要とする職務であり、特定の者を採用することが適当であるようなとき(具体例の1に対応するもの)。
 - ② 集落から離れた山間に所在する官署までのバス運転というへき地において一定の技能を必要とする職務であるため、対象者が限定され、公募等(広く一般に行う募集や特定の団体又は学校等を通じて行う募集をいう。以下同じ。)を行っても応募者が見込まれないようなとき(具体例の2に対応するもの)。
 - ③ 任期が数日間であるなど短期間であるため、公募等を行っても応募者があるかどうか分からず、また、公募等を行うための事務量を考えれば、職員の紹介によることが適当であるようなとき(具体例の3に対応するもの)。
 - ④ 災害や職員の急病により、緊急かつ一時的に職員を採用することが必要となり、公募等を行う時間がないようなとき(具体例の4に対応するもの)。
 - ⑤ 公募等を行ったが応募者又は適任者がなく、再度公募等を行っても適任者を確保できる見込みが立たないようなとき(具体例の5に対応するもの)。
- 2 勤務部署のうち「施設等機関等」とは、大学、刑務所などであり、「本府省」又は「地方支分部局」のいずれにも該当しない部署である(以下同じ。)
- 3 具体例のいずれかに該当する者の採用を行わなかった府省等は掲げていない(2の表において同じ。)

2 非常勤職員

(単位：人)

府省等	具体例 勤務部署	①	②	③	④	⑤	計
人事院	本府省			1	5	1	7
	地方支分部局 施設等機関等				2	1	3
	計			1	7	2	10
内閣	本府省				5		5
	地方支分部局 施設等機関等						
	計				5		5
内閣法制局	本府省				3		3
	地方支分部局 施設等機関等						
	計				3		3
宮内庁	本府省		57	2			59
	地方支分部局 施設等機関等		2				2
	計		59	2			61
警察庁	本府省						
	地方支分部局 施設等機関等				1	16	17
	計				1	16	17
金融庁	本府省				27		27
	地方支分部局 施設等機関等						
	計				27		27
総務省	本府省	10				2	12
	地方支分部局 施設等機関等					1	1
	計	10				3	13
法務省	本府省	1		42	12		55
	地方支分部局 施設等機関等	320	9	260	159	144	892
	計	169	6	23	32	43	273
外務省	本府省	6		5	28	16	55
	地方支分部局 施設等機関等						
	計	6		5	28	16	55
財務省	本府省				6		6
	地方支分部局 施設等機関等	1			152	26	179
	計	1		1	158	27	187
国税庁	本府省	1					1
	地方支分部局 施設等機関等	5		5	20	80	110
	計	6		5	20	80	111
文部科学省	本府省	12			39		51
	地方支分部局 施設等機関等	1,063	138	481	3,052	1,111	5,845
	計	1,075	138	481	3,091	1,111	5,896
文化庁	本府省	2			14		16
	地方支分部局 施設等機関等						
	計	2			14		16
厚生労働省	本府省	3			35		38
	地方支分部局 施設等機関等	499		113	44	690	1,346
	計	62	5		5	204	276
	計	564	5	113	84	894	1,660

社会保険庁	本府省					1	1
	地方支分部局施設等機関等			5	22	23	50
	計			5	22	24	51
農林水産省	本府省	3			8		11
	地方支分部局施設等機関等	33	25	30	38	123	249
	計	36	25	400	59	157	677
食糧庁	本府省						
	地方支分部局施設等機関等	4		3			7
	計	4		3			7
水産庁	本府省	20				12	32
	地方支分部局施設等機関等	3					3
	計	23				12	35
経済産業省	本府省	3		5	81	37	126
	地方支分部局施設等機関等			52	50	7	109
	計	3		57	131	44	235
資源エネルギー庁	本府省			4	5		9
	地方支分部局施設等機関等		7		9		16
	計		7	4	14		25
中小企業庁	本府省				3		3
	地方支分部局施設等機関等						
	計				3		3
国土交通省	本府省				14	21	35
	地方支分部局施設等機関等	17	596	130	18	90	851
	計	17	596	130	32	111	886
気象庁	本府省						
	地方支分部局施設等機関等					6	6
	計					6	6
海上保安庁	本府省						
	地方支分部局施設等機関等	2				1	3
	計	6	2		3	1	12
合計	本府省	61	57	59	285	90	552
	地方支分部局施設等機関等	847	612	935	488	1,112	3,994
	計	1,335	178	538	3,132	1,489	6,672
	計	2,243	847	1,532	3,905	2,691	11,218

別表第二

やむを得なかった者のうち具体例のいずれにも該当しない者の募集に係る事情別、職種別、府省等別、勤務部署別採用者数

1 常勤職員

(単位：人)

職 種	府省等	事 情	①	②	③	④	計	
		勤務部署						
行政職 俸給表 (一)	総務省	本府省						
		地方支分部局		3			3	
		施設等機関等						
		計		3			3	
	法務省	本府省						
		地方支分部局	10					10
		施設等機関等						
		計	10				10	
	農林水 産省	本府省						
		地方支分部局			2			2
		施設等機関等						
		計			2		2	
	食糧庁	本府省			1			1
		地方支分部局				3		3
		施設等機関等						
	計			4		4		
国土交 通省	本府省							
	地方支分部局			2			2	
	施設等機関等							
	計			2		2		
計	本府省			1			1	
	地方支分部局			5			5	
	施設等機関等	10		5			15	
	計	10		11			21	
行政職 俸給表 (二)	法務省	本府省						
		地方支分部局	1				1	
		施設等機関等						
		計	1				1	
	農林水 産省	本府省				3		3
		地方支分部局						
施設等機関等								
	計				3	3		
計	本府省				3		3	
	地方支分部局	1					1	
	施設等機関等							
	計	1			3	4		
公安職 俸給表 (一)	法務省	本府省						
		地方支分部局				1	1	
		施設等機関等						
	計				1	1		
医療職 俸給表 (三)	法務省	本府省						
		地方支分部局				1	1	
		施設等機関等						
	計				1	1		
合 計	本府省			1	3		4	
	地方支分部局	1		5			6	
	施設等機関等	10		5		2	17	
	計	11		11	3	2	27	

- (注) 1 募集に係る事情別の分類は、以下のとおりである。
- ① 犯罪捜査情報を扱う職務等に従事する職員として、高度の秘密保持が求められ、守秘義務を確実に履行できる人材が必要であったことに加え、公募等を行う時間的余裕に乏しかったため、職員の紹介によったもの
 - ② 育児休業職員の業務を処理するための任期付職員として、即戦力として育児休業職員と同等の業務を行える業務に精通した人材が必要であったことから、過去に臨時的職員又は非常勤職員として同種の業務の経験があり優秀な勤務実績を有する者について職員からの紹介を受けたもの
 - ③ 公募等による応募者と職員から紹介のあった者について能力の実証を行い、成績上位の者を採用したところ、結果として職員から紹介のあった者が採用となったもの
 - ④ 刑務所という特殊な勤務環境において、刑務官として矯正教育に関する専門的な知識経験を有する人材又は矯正に理解のある人材が必要であったことに加え、公募等を行う時間的余裕に乏しかったため、職員の紹介によったもの
- 2 職種の名称及び職種ごとの職務の内容は、平成15年4月22日内閣衆質156第22号の答弁書と同様である（以下同じ。）。
- 3 具体例のいずれにも該当しない者の採用を行わなかった府省等及び職種は掲げていない（2の表において同じ。）。

2 非常勤職員

(單位：人)

職 種	府省等	事 情	①	②	③	④	計
		勤務部署					
事務補助職員	人事院	本府省	3				3
		地方支分部局 施設等機関等					
		計	3				3
	内 閣	本府省	23				23
		地方支分部局 施設等機関等					
		計	23				23
	総務省	本府省	73		1		74
		地方支分部局 施設等機関等	2				2
		計	77	1	1		79
	公正取引委員会	本府省	5				5
		地方支分部局 施設等機関等	24				24
		計	29				29
	公害等調整委員会	本府省	2				2
		地方支分部局 施設等機関等					
		計	2				2
	消防庁	本府省	10				10
		地方支分部局 施設等機関等					
		計	10				10
	法務省	本府省	1				1
		地方支分部局 施設等機関等	65	37		27	129
		計	66	37		27	130
外務省	本府省	43				43	
	地方支分部局 施設等機関等						
	計	43				43	
財務省	本府省	11				11	
	地方支分部局 施設等機関等						
	計	11				11	
国税庁	本府省	1				1	
	地方支分部局 施設等機関等	4,039				4,039	
	計	4,040				4,040	
文部科学省	本府省						
	地方支分部局 施設等機関等		58	192		250	
	計		58	192		250	
厚生労働省	本府省	2				2	
	地方支分部局 施設等機関等						
	計	2				2	
農林水産省	本府省	61		9		70	
	地方支分部局 施設等機関等	85		7		92	
	計	146		16		162	

	水産庁	本府省	7		2		9
		地方支分部局 施設等機関等	8				8
		計	15		2		17
	国土交通省	本府省					
		地方支分部局 施設等機関等			23		23
		計			23		23
	環境省	本府省			18		18
		地方支分部局 施設等機関等					
		計			18		18
	計	本府省	231		30		261
		地方支分部局 施設等機関等	4,084		23		4,107
			152	96	199	27	474
計		4,467	96	252	27	4,842	
技術補助職員	法務省	本府省					
		地方支分部局 施設等機関等				2	2
		計				2	2
	文部科学省	本府省					
		地方支分部局 施設等機関等			20		20
		計			20		20
	計	本府省					
		地方支分部局 施設等機関等			20	2	22
		計			20	2	22
	技能職員	総務省	本府省				
			地方支分部局 施設等機関等		1		1
			計		1		1
法務省		本府省					
		地方支分部局 施設等機関等	1				1
		計	1				1
文部科学省		本府省					
		地方支分部局 施設等機関等			16		16
		計			16		16
計		本府省					
		地方支分部局 施設等機関等	1	1	16		18
		計	1	1	16		18
労務職員	総務省	本府省					
		地方支分部局 施設等機関等		1		1	
		計		1		1	
	法務省	本府省					
		地方支分部局 施設等機関等	5	14		6	25
		計	5	14		6	25
	財務省	本府省		9			9
		地方支分部局 施設等機関等		128			128
		計		138			138

国税庁	本府省		2			2
	地方支分部局		174			174
	施設等機関等					
	計		176			176
文部科学省	本府省					
	地方支分部局			15		15
	施設等機関等				15	15
	計			15		15
国土交通省	本府省		3			3
	地方支分部局					
	施設等機関等		1			1
	計		4			4
計	本府省		14			14
	地方支分部局		303			303
	施設等機関等	5	16	15	6	42
	計	5	333	15	6	359
その他の職員の職員	厚生労働省					
	地方支分部局			2		2
	施設等機関等					
	計			2		2
合計	本府省	231	14	30		275
	地方支分部局	4,084	303	25		4,412
	施設等機関等	158	113	250	35	556
	計	4,473	430	305	35	5,243

(注) 募集に係る事情別の分類は、以下のとおりである。

- ① 個人及び法人の税務情報や犯罪捜査情報等の情報を扱う性格の職務を含め、高度の秘密保持が求められ、守秘義務を確実に履行できる人材が必要であったため、この確認を行うための事務量を考え、職員の紹介によったもの
- ② 深夜、早朝における勤務など勤務時間の特殊性により、公募等を行っても応募者が見込まれないことから、職員の紹介によったもの
- ③ 公募等による応募者と職員から紹介のあった者について能力の実証を行い、成績上位の者を採用したところ、結果として職員から紹介のあった者も採用となったもの
- ④ 矯正施設内での炊飯業務、刑務所作業製品の検査など、被収容者と直接接する勤務環境の特殊性から、矯正に理解のある人材が必要であったため、採用に係る事務量を考え、職員の紹介によったもの

別表第三

やむを得なかった者以外の者の府省等別、勤務部署別採用者数

(単位：人)

勤務部署 府省等	本府省	地方支分部局	施設等機関等	計
人 事 院	7			7
外 務 省	30			30
文 部 科 学 省	20		207	227
厚 生 労 働 省	39	381		420
農 林 水 産 省		2	35	37
国 土 交 通 省	87	186		273
計	183	569	242	994

(注) やむを得なかった者以外の者の採用を行わなかった府省等は掲げていない。